

計画（素案）からの主な変更点について

NO.	頁数	変更内容
1	3	国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月1日施行）」に基づく、市町村認知症施策推進計画として位置付けた。
2	8	各地区のアクションを発展させ、認知症の本人が参画する地域づくりを推進するため、第2期計画の3つの目標のうち「本人が参画したアクションを全28地区に増やす」を「本人が参画するアクションチームを全28地区に増やす」に変更した。
3	12・13	成果指標と行動量を設定した。
4	26	計画の推進体制について、第1期計画の推進体制（4つのプロジェクト推進チーム体制）から、区・認知症在宅生活サポートセンターを事務局として、各取組みに応じて、本人や関係機関など様々な関係者と連携・協働を図る体制に変更した。

※その他、軽微な文言の修正あり